



問い合わせ先

（所属）自動車交通部 旅客第二課

（担当）荻 野（おぎの）

（電話）06-6949-6446

令和7年9月3日

タクシー運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について （和歌山市域地区、有田・御坊地区、橋本地区、紀南地区）

和歌山市域地区、有田・御坊地区、橋本地区及び紀南地区におけるタクシー運賃の改定は、令和5年7月3日に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和6年12月24日に一般社団法人和歌山県タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

この結果を踏まえ、当局及び運輸支局において、運賃改定による運転者賃金の改善が一定の改善状況に達していない事業者を対象に調査を行いましたので、その調査結果を別紙のとおりお知らせいたします。

配布先

陸運記者会（ハイタク部会）

タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が減少している事業者を対象に調査を行いました。

本調査は、運賃改定時に（一社）和歌山県タクシー協会等に対して通達した、労働条件の改善状況を確認するためのものです。

通達一部抜粋

1. 運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の公定幅運賃変更要請（運賃改定）においては、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持したうえ、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方にに基づき査定を行ったところであり、運賃改定実施後においては次の事項について適切に改善措置を講じること。

(1) 運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。

その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費を運転者に負担させる慣行がある場合には、見直しを図るよう留意すること。

(2) 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。

(3) 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。

その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設、車いす利用者外国人旅客等への対応に係る運転者の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、上記による改善状況の公表の結果が運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととしているので了知されたい。

2. 対象地域

【和歌山市域地区】

和歌山県和歌山市、海南市、海草郡、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域を除く。）

【有田・御坊地区】

和歌山県有田市、御坊市、有田郡、日高郡（みなべ町を除く。）

【橋本地区】

和歌山県橋本市、伊都郡（九度山町、高野町、かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域に限る。））

【紀南地区】

和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡、東牟婁郡、日高郡みなべ町

3. 調査対象事業者

【和歌山市域地区】

運賃改定をした事業者 25社

調査対象事業者 2社

【有田・御坊地区】

運賃改定をした事業者 9社

調査対象事業者 0社

【橋本地区】

運賃改定をした事業者 3社

調査対象事業者 0社

【紀南地区】

運賃改定をした事業者 14社

調査対象事業者 2社

4. 調査結果

全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

【和歌山市域地区】

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	その他	計
13	2	5	2	2	0	0	1	25

※その他は、役員（親族）のみの乗務のため調査対象から除外

【有田・御坊地区】

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	その他	計
4	1	3	1	0	0	0	0	9

【橋本地区】

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	その他	計
3	0	0	0	0	0	0	0	3

【紀南地区】

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	その他	計
2	3	3	4	2	0	0	0	14

※本調査における公表値は、当局において和歌山県タクシー協会の公表値を基に精査した結果であり、同協会が公表した数値とは一致しない部分があります。

この中で、「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が前年同期と比較して減少した4社に対して事業者ヒアリングを実施した結果、一定の改善状況に達していない事由は次のとおり。

（一定の改善状況に達していない事由）

- ・営業収入の減少によるもの。

5. 指導

事業者ヒアリングを実施し、背景・事情についても個別に調査した結果、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

【用語について】

○全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式によって算出された率とする。

(算式)

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後
6カ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る
前年同期の賃金支給総額}} \div \frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後
6カ月間の総乗務時間数}}{\text{全運転者に係る
前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$